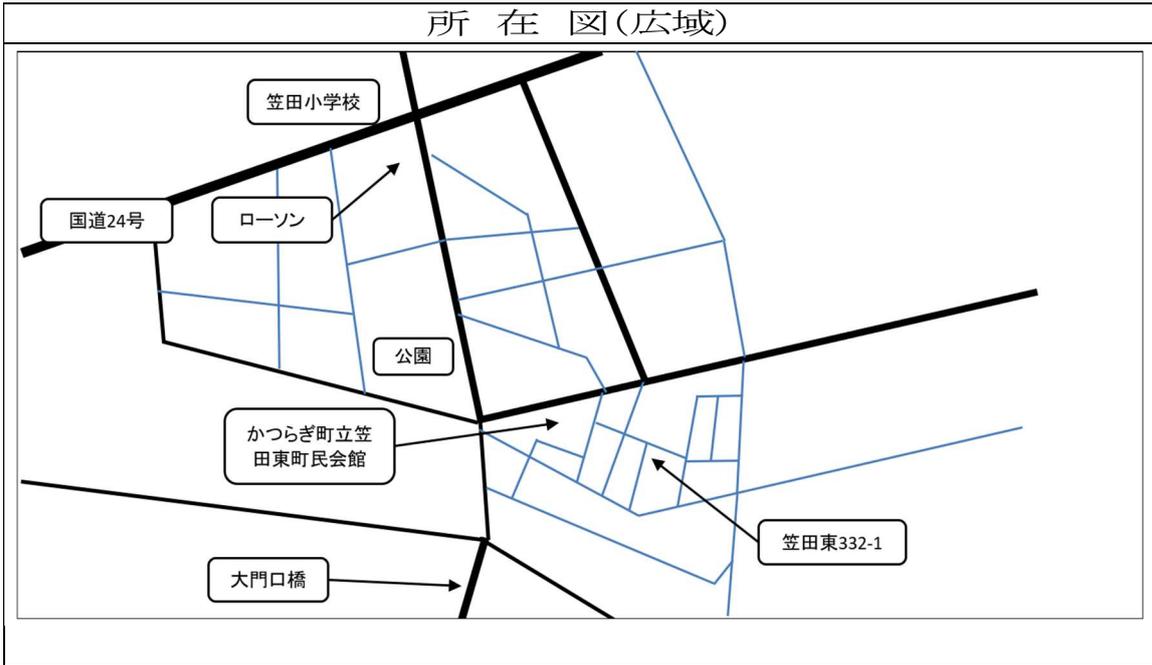


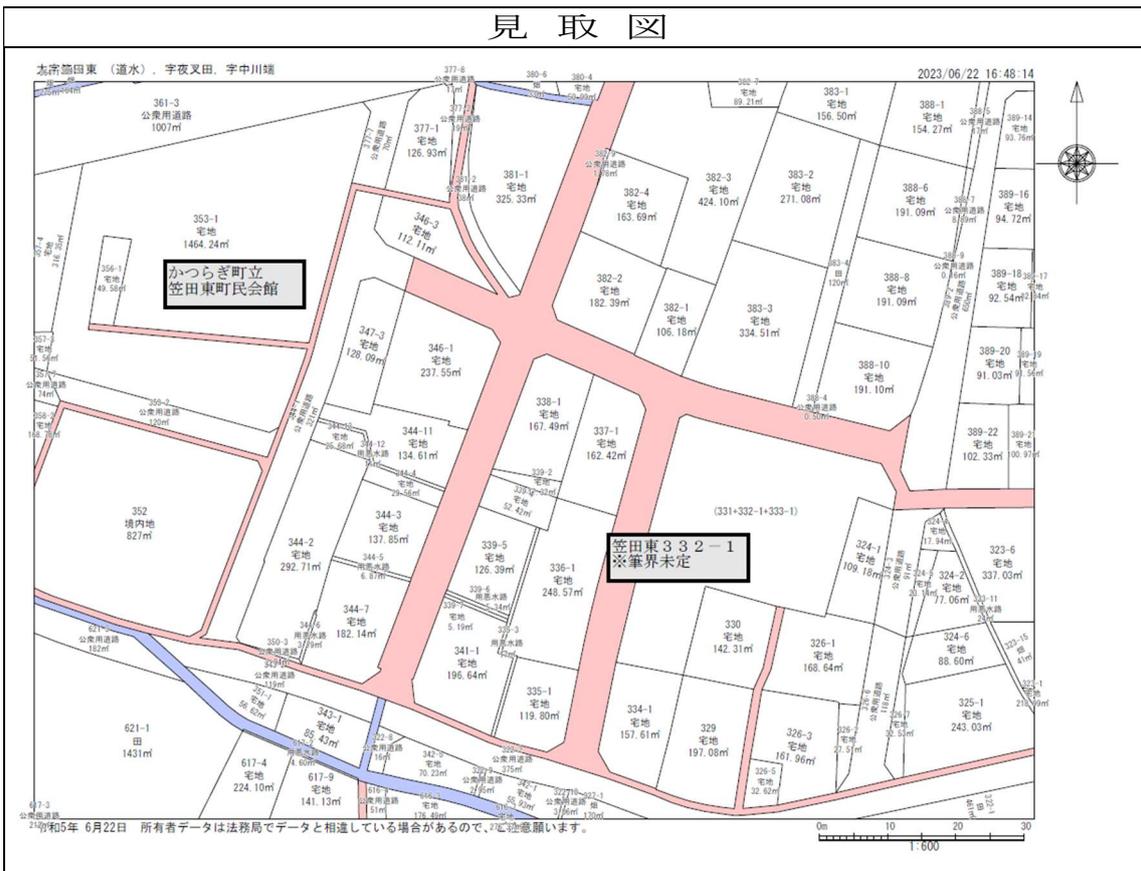
公売財産明細書

| 売却区分 番号 | か町5-4 | 見積価額 | 2,161,400円 |
|------------|---|---|------------|
| | | 公売保証金 | 217,000円 |
| 公売財産 表示 | ① 【土地】 | | |
| | 所在 | 伊都郡かつらぎ町大字笠田東字夜叉田 | |
| | 地番 | 332番1 | |
| | 地目 | 宅地 | |
| | 地積 | 209.95 m ² | |
| | ② 【建物】 | | |
| | 所在 | 伊都郡かつらぎ町大字笠田東字夜叉田 332番地1 | |
| | 家屋番号 | 332番1 | |
| | 種類 | 居宅・店舗 | |
| | 構造 | 鉄骨造スレートぶき2階建 | |
| | 床面積 | 1階 56.56 m ² 2階 43.54 m ² | |
| | | ※以上 登記簿による表示 | |
| | | ※一括換価の方法により公売 | |
| | 位置 | JR 和歌山線笠田駅の南西方向約 810m(直線距離)、笠田小学校の約490m(直線距離)、笠田中学校の約370m(直線距離)、かつらぎ町役場から約 2,600m(直線距離)に位置する。 | |
| | 土地の形状 | 凹凸はないが、筆界未定のため正確な形状は不明。 | |
| 指定地の該当有無 | 埋蔵文化財包蔵地もしくは文化財関係の指定地ではない。 | | |
| 土壌汚染の有無 | 土壌汚染対策法における指定区域ではないが、過去にクリーニング店を営んでいたと近隣住民から聴取しており、汚染の可能性は考えられる。 | | |
| 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | | |
| 用途地域 | 指定なし | | |
| 建坪率 | 70% | | |
| 容積率 | 200% | | |
| 整備状況 | 電気整備済、上下水道は有。 | | |
| 家の使用状況 | 滞納者の一人が居宅として使用している。近隣住民からの聞き取りでほぼ毎日出入りしている様子有。過去にクリーニング店を営んでいたと近隣住民から聞き取っており、中は店舗併用住宅の可能性有。 | | |

| | |
|-------------|---|
| 公売財産の表示 | <p>道路状況 国道から大きな道を辿れるが、当該家屋の付近は車両が対向できるギリギリの道幅である。</p> <p>周辺の状況 付近にコンビニ有。住宅街の中に位置しており、生活用品を販売している店までは遠い。</p> |
| その他 公売条件 | <p>その他注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●境界については、隣接地所有者と協議すること。 ●公売財産上にある動産等は公売の対象外である。 ●図面と現況が異なる場合には買受代金納付時の現況を優先する。 ●買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに公売財産を取得する。 ●内容を十分に確認の上、入札すること。 ●図面、現況写真等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合あり。 ●かつらぎ町は引渡しの義務を負わない。 ●かつらぎ町は公売財産内の動産類やごみなどの撤去、建物の解体などに関与しない。 ●公売財産に隠れた瑕疵があっても現所有者及びかつらぎ町に担保責任は生じない。 ●かつらぎ町は買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行う。 権利移転に伴う費用は買受人の負担とする。 ●税の納付などにより公売を中止する可能性有。 |



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。



(注) 地図はおおよその場所を示しているので、公簿等により必ず現地確認を行ってください。

現況写真(全体)

南西から撮影



北西から撮影



現況写真(建物)

北東から撮影

建物



家の東側を撮影



北西から土地を撮影

